

(様式1)  
 審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	河川課	検索番号	1-15
法令名	河川法	根拠条項	第23条の2	
許認可等	流水の占用の登録			
<p>(根拠規定)</p> <p>(流水の占用の登録)</p> <p>第23条の2 前条の許可を受けた水利使用(流水の占有又は第26条第1項に規定する工作物で流水の占有のためのもの新築若しくは改築をいう。以下同じ。)のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電のために河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けなければならない。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>1 水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部施行について(平成25年12月11日付け国土水政第72号国土交通省水管理・国土保全局長通知)</p> <p>2 登録制の内容について</p> <p>(1) 登録の対象となる流水(法第23条の2及び令第14条の2)</p> <p>○既許可水利権の流水を利用する場合</p> <p>従属発電のための流水の占有は、特定目的のために公共用物たる河川の流水を排他的、継続的に使用するものであり、河川管理者が特定の者に対して特別の公物使用权を設定する行政行為が必要である。</p> <p>しかし、既許可水利権の流水を利用した発電のための流水の占有は、</p> <p>①従属元水利使用の許可の際に認められた取水の範囲内で、当該流水を消費することなく利用するにすぎず、下流の流水の使用や河川環境に対して新たな影響を生じることがない</p> <p>②従属元水利使用の取水の範囲内で、従属元水利使用者との合意に基づき流水を利用することができるにすぎないなど、水利使用に制約があるといった特性がある。</p> <p>こうした特性に鑑み、今回、従属発電のための流水の占有に対する処分については、裁量性の小さい審査を行うとともに、河川管理者による審査に係る諸手続を簡素化することとした。</p> <p>○ダム等放流水を利用する場合</p> <p>ダム等放流水を利用した発電についても、ダム又は堰(以下「ダム等」という。)の設置時において、必要な量を設定するとともに、関係河川使用者や河川管理者と調整している。</p> <p>こうした流水を利用した発電は、</p> <p>①関係河川使用者や河川管理者との調整が既に行われている流水を消費することなく利用するに過ぎないもの</p> <p>②当該発電事業以外の目的で放流される流水を前提としており、水利使用に制約があるもの</p> <p>であり、上述した既許可水利権の流水を利用した従属発電のための水利使用と類似した性質を有している。</p> <p>そのため、既許可水利権の流水を利用した発電に加えて、ダム等放流水についても登録制の対象とすることとし、更なる小水力発電の普及促進を図るものである。上記①及び②</p>				

の観点を踏まえ、令第14条の2において登録制の対象とするダム等放流水として、定められた容量の範囲内で専ら次の場合に放流される流水としている。

(イ) 河川の流水の正常な機能を維持するために必要なとき（令第14条の2第1号）。

(ロ) ダム等の洪水調節容量を確保するために必要なとき（令第14条の2第2号）。

(ハ) 法第23条の許可を受けた水利使用（発電以外のためにするものに限る。）のために必要なとき（令第14条の2第3号）。

(イ) は、漁業、流水の清潔の保持、景観、動植物の生息地等の状況等を考慮して確保されるべき流水である「維持流量」及びダム等の下流の既得水利使用のために必要な「利水流量」からなる「正常流量」を確保する目的で放流される場合を示している。これには、水利使用に係る貯留制限及び取水制限に伴ってダム等から放流される場合が含まれる。

(ロ) は、洪水時に河川の流水を貯留するための容量を設け、洪水時にダム等に河川の流水を貯留し河川の流量を調整する洪水調節に関して放流される場合を示している。これには、洪水前に予備放流として放流される場合、制限水位を維持するために放流される場合及び洪水時に貯留された流水が洪水後に放流される場合が含まれる。

(ハ) は、ダム等の貯留施設を設置することによって法第23条の許可を受けた水利使用のために新たに水利使用に利用できることとなった流水が放流される場合を示している。これには、水利使用規則に定められた常時満水位を維持するために放流される場合が含まれる。

ただし、魚道その他の魚類の通路となる施設を流下する流水については、その利用は河川環境等に新たな影響を与えることから、登録制の対象としない。

なお、(イ) から (ハ) までに掲げる場合に放流される流水を利用する場合であっても、自らの発電事業のためにダム等に容量を確保する場合には、専ら (イ) から (ハ) までに掲げる場合に放流されるものとは言えないことから、法第23条の2の登録の対象とはならず法第23条の許可の対象となるため留意されたい。

## 2 慣行水利権に係る小水力発電の水利使用手続の簡素化について（平成25年12月11日付け 国水調第36号・国水流第10号国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長・河川環境課流水管理室長通知）

### 1 慣行水利権と従属関係が確認できる場合における小水力発電のための水利使用手続の簡素化について

登録制は、従属元水利使用の許可の審査において下流の利水者や河川環境への影響について既に確認していることから、手続を簡素化するものであるが、慣行水利権に係る小水力発電についても、期別の取水量が明確であり、従属関係が確認できるものについては、登録制の対象となる。

慣行水利権に係る小水力発電の登録申請においては、慣行水利権に基づく取水量等を把握した上でその従属関係を確認する必要があることから、慣行水利権に基づく取水量等の調査方法について、次のとおり簡素化するものとする。

- (1) 慣行水利権に基づく取水量については、慣行水利権に基づく取水地点における10年間の取水量データを必ずしも必要とせず、その地点において、少なくとも1年間、取水量を計測することで足りることとする。この場合において、従属発電に係る水利使用の登録の際に設定される従属発電のための水利使用の存続期間については、原則、取水量の計測期間と同期間とすること。なお、従属発電に係る水利使用の登録後において引き続き慣行水利権に基づく取水量を計測している場合は、次の登録申請にあたり、原則、当初の存続期間に新たな計測期間を合算した期間を存続期間とすること。
- (2) 慣行水利権に基づき取水している農業用水路等において、慣行水利権に基づく取水地点における取水量と同量であることが確認できる他の地点がある場合は、その地点において流量計測を行うことにより、慣行水利権に基づく取水地点の取水量とみなすことが可能で

あること。また、従属発電の発電地点において流量計測を行う場合は、発電地点と慣行水利権に基づく取水地点との受益面積比、あるいは同時流量計測による換算率等により、慣行水利権に基づく取水量を推定することが可能であること。

- (3) 取水量等の計測頻度については、日毎の計測を必ずしも必要とせず、少なくとも半旬毎（5日に1回）に計測することで足りることとする。なお、系統連系をせず、地域における環境学習等を目的とした従属発電を行う場合においては、月毎（1月に1回）とすることが可能であること。
- (4) 上記（1）から（3）までにより計測又は推定した慣行水利権に基づく取水期間及び取水量が、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第88条又は河川法施行法（昭和39年法律第168号）第20条第2項の規定による河川管理者への届出（以下「届出」という。）の範囲内である場合は、従属発電に係る水利使用の取水期間及び取水量について、その届出の範囲内において認められるものであること。  
なお、届出に取水期間又は取水量の記載がなく、慣行水利権に基づく取水期間又は取水量について確認ができない場合においては、水利使用の登録の申請時に、慣行水利権に基づく取水地点の上下流・左右岸等の関係水利使用者に対する聞き取り調査等を行うことにより、計測又は推定した慣行水利権に基づく取水期間又は取水量が適正であることを確認し、その範囲内において、従属発電に係る水利使用の取水期間又は取水量が認められるものであること。
- (5) 従属発電のための水利使用に係る取水量報告は、発電出力からの換算により取水量を推定しても差し支えないこととする。

## 2 慣行水利権と従属関係が確認できない場合における小水力発電のための水利使用許可手続の簡素化について

慣行水利権の権利内容が不明確であり、従属関係が確認できない場合は、登録制の対象とならず、小水力発電に係る新規の水利使用許可が必要であるが、その許可手続について、次のとおり簡素化するものとする。

- (1) 新規の水利使用における取水量については、河川からの取水地点における10年間の河川流量データを必ずしも必要とせず、その地点において、少なくとも1年間、河川の流量を計測することで足りることとする。この場合において、許可期間については、原則、河川流量の計測期間と同期間とすること。なお、水利使用の許可後において引き続き河川流量を計測している場合は、次回の許可申請にあたり、原則、当初の許可期間に新たな計測期間を合算した期間を許可期間とすること。
- (2) 取水地点付近において河川管理者等が調査した河川流量データ又は河川環境データが存在する場合には、その調査結果を添付書類として活用できること。
- (3) 取水地点付近において河川管理者等が調査した河川流量データがない場合であっても、取水地点を含む流域と地形、地質、降雨量等が類似している近傍の流域（流域が重なる場合を含む。）の他の観測所等の河川流量データをもとに水利使用状況から自然流量を算出した上で流域比換算により算出した河川流量データを根拠とすることが可能であること。
- (4) 発電に伴う減水区間において、既に維持流量が設定され、既存の河川環境に係る資料が存在する場合には、動植物、景観等の新たな河川環境調査は省略できること。
- (5) 動植物に係る調査については、文献調査又は聞き取り調査で代表種を選定することが可能であること。
- (6) 法第24条及び第26条第1項の許可を受けた取水施設等を改築せずに、そのまま活用する場合においては、取水施設等の構造図等の添付は不要とすること。